

# ○国立大学法人埼玉大学教職員労働安全衛生管理規則

〔平成16年4月1日  
規則第118号〕

改正	平成16.10.1	16規則171	平成17.1.1	16規則189
	平成17.3.10	16規則212	平成17.3.28	16規則224
	平成18.4.1	18規則6	平成18.6.1	18規則102
	平成18.6.8	18規則113	平成19.4.1	19規則48
	平成20.1.24	19規則90	平成20.3.1	19規則97
	平成20.8.7	20規則80	平成24.10.22	24規則34
	平成26.5.22	26規則3	平成27.3.20	26規則109
	平成28.9.29	28規則11	平成29.3.28	28規則37
	平成31.3.7	30規則25	令和2.3.26	元規則50
	令和4.3.17	3規則40	令和4.10.18	4規則22
	令和5.3.30	4規則84		

(趣旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則第48条第3項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47法律第57号。以下「安衛法」という。）その他関係法令に従い、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の教職員の保健及び安全保持に関し、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規則において「部局」とは、教育学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、教育機構、研究機構、科学分析支援センター、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部、附属学校及び事務局をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

(学長の責務)

**第3条** 学長は、別表第1の埼玉大学安全衛生管理体制を組織し、総括責任者として、法令及びこの規則に定める労働災害防止のための基準を守るとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における教職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(関係教職員の責務)

**第4条** 部局長は、学長の命を受け、所属教職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

2 教職員は、労働災害を防止するために必要な事項を守るほか、学長等が実施する労働災害防止に関する措置に従わなければならない。

(総括安全衛生管理者)

**第5条** 学長は、安衛法第10条の規定により、教職員の安全及び衛生に関する事項を統括管理するため、総括安全衛生管理者を置かななければならない。

2 総括安全衛生管理者は、学長が指名した理事又は副学長をもって充てる。

(総括安全衛生管理者の職務)

**第6条** 総括安全衛生管理者は、衛生管理者、衛生推進者又は作業主任者を指揮するとともに、次に掲げる事項を統括管理する。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事。
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- (5) 安全衛生に関する方針の表明に関する事。
- (6) 安衛法第28条の2第1項又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有毒性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事。
- (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教職員の安全及び衛生に関する事。

(安全衛生責任者)

**第7条** 部局長は、部局の安全衛生責任者として、部局の定める安全ガイドラインにより、衛生管理者等と協力し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員の安全のための指導及び教育
- (2) 教職員の危険を防止するための措置
- (3) 施設・設備等の検査及び整備
- (4) 教職員の安全管理に関する記録及び統計の作成整備
- (5) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策
- (6) その他教職員の安全衛生に必要な事項

2 安全衛生責任者は、部局の施設・設備を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちにその危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者又は衛生推進者)

**第8条** 学長は、部局に、衛生管理者又は衛生推進者を置かなければならない。

2 衛生管理者又は衛生推進者は、安衛則第10条及び第12条の3に規定する資格を有する部局の常勤の教職員から選任する。

3 衛生管理者又は衛生推進者を選任すべき部局ごとの人数は、別表第2のとおりとする。

(衛生管理者又は衛生推進者の定期巡視)

**第9条** 衛生管理者又は衛生推進者は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(産業医)

**第10条** 学長は、教職員の安全衛生管理等を行わせるため、保健センターの医師のうちから産業医1名を選任する。

2 産業医の職務は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

(1) 健康診断及び安衛法に基づく面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 作業環境の維持管理に関すること。

(3) 作業の管理に関すること。

(4) 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(5) 衛生教育に関すること。

(6) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(7) その他教職員の健康管理に関すること。

3 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長若しくは総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(産業医の定期巡視)

**第11条** 産業医は、少なくとも毎月1回事業場を巡視し、職務の方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(作業主任者)

**第12条** 学長は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第6条に規定する作業を行う作業場に作業主任者を置かなければならない。

2 学長は、当該作業に従事する教職員で、安衛則別表第1に規定する資格を有する者のうちから作業主任者を選任する。

3 作業主任者を選任すべき部局は、別表第1のとおりとする。

4 学長は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係教職員に周知しなければならない。

(作業主任者の責務)

**第13条** 作業主任者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 作業に従事する教職員を指揮すること。

(2) 労働災害の防止に関する措置

(火元責任者)

**第14条** 本学に防火上適切と認められる施設の区分ごとに火元責任者を置き、国立大学法人埼玉大学不動産管理規則で定める火元責任者をもってこれに充てる。

(野外実験等の対応)

**第15条** 部局長は、野外における実験等の業務を行うときは、別紙様式の野外実験等実施計画書を実施の10日前までに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定による提出があったときは、当該野外実験等に係る健康管理又は安全管理の責任者及びその事務を補助する者を指名する。

(安全衛生委員会)

**第16条** 本学に、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、職場の安全衛生に関する次の事項を総合的に調査審議し、学長に意見を具申する。

- (1) 教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (6) 作業環境の測定の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (7) 定期及び臨時の健康診断、医師の診断、診察又は処置の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 教職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (9) 厚生労働大臣等からの文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、教職員の危険及び健康障害の防止に関すること。
- (10) 安衛法第28条の2第1項又は安衛則第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (11) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (12) 長時間にわたる勤務による教職員の健康障害の防止の樹立に関すること。
- (13) 教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (14) 安衛則第577条の2第1項の規定により講ずる措置に関すること。

3 委員会が必要と認めた場合は、安全衛生専門委員会を設置することができる。

(委員会の組織)

**第17条** 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 総括安全衛生管理者

- (2) 衛生管理者 3人
- (3) 衛生推進者 4人
- (4) 産業医 1人
- (5) 衛生に関し経験を有する者 1人
- (6) 安全に関し経験を有する者 1人

2 委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置く。副委員長は、委員の互選によって定める。

4 第1項第1号の委員以外の委員の半数は、教職員の過半数を代表する者の推薦に基づいて指名しなければならない。

5 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

**第18条** 前条第1項第2号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が教職員でなくなった場合は、委員の職を解任されたものとする。

(委員会の運営)

**第19条** 委員会は、毎月1回以上開催しなければならない。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

5 学長は、安衛則第23条第3項の規定により、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を教職員に周知させなければならない。

6 学長は、安衛則第23条第4項の規定により、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(健康診断の種類)

**第20条** 総括安全衛生管理者は、教職員の健康を確保するために次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 一般定期健康診断
- (3) 特別健康診断

- 2 前項第1号の健康診断は、教職員として採用するときに実施するものとする。
- 3 第1項第2号の健康診断は、1年以内ごとに1回、教職員の全員を対象として定期的に行うものとする。
- 4 第1項第3号の健康診断は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合において行うものとする。
  - (1) 衛生上有害な業務又はこれに準ずる業務に従事するとき。
  - (2) 海外派遣研修等で、6月以上の海外生活を予定して出国するとき及び6月以上の海外生活を終えて帰国したとき。
- 5 総括安全衛生管理者は、第1項に掲げるもののほか、必要に応じて、教職員の全員又は一部に対して健康診断を行うことがある。  
(健康診断の項目)

**第21条** 健康診断は、次の各項目について行う。

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
  - (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
  - (3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
  - (4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査
  - (5) 血圧の測定
  - (6) 貧血検査
  - (7) 肝機能検査
  - (8) 血中脂質検査
  - (9) 血糖検査
  - (10) 尿検査
  - (11) 心電図検査
  - (12) その他必要と認められる検査
- 2 前項第3号、第4号、第6号から第9号まで及び第11号に掲げる項目については、安衛則第44条第2項の規定により、厚生労働大臣が定める基準に基づき、産業医が必要でないと認めるときは、省略することができる。

**第22条** 教職員は、指定された期日又は期日内に健康診断を受けなければならない。

- 2 やむを得ない理由で健康診断を受けることができない場合は、他の医療機関で健康診断を受けなければならない。
- 3 教職員は、総括安全衛生管理者が実施する健康診断を受診することを希望しない場合は、他の医療機関における健康診断を受診することができるものとする。
- 4 前2項の規定により、他の医療機関で健康診断を受診した者は、その結果を証明する書面を速やかに総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(健康管理指導区分の決定)

**第23条** 学長は、健康診断の結果により、健康管理上、生活規正の面及び医療の面の指導を必要と認めた教職員については、別表第3に定める区分に応じて、指導区分の決定又は変更を行うものとする。

2 学長は、前項の規定により指導区分の決定又は変更を行った教職員については、その指導区分に応じ、別表第3の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

(病者の就業禁止)

**第24条** 学長は、安衛法第68条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について、伝染予防の措置を施した場合は、この限りでない。

(1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) その他産業医が就業不相当と認めた者

2 学長は、健康診断の結果等により、結核患者等として療養の必要があると認められた者に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条の規定により就業を禁止し、療養を命ずる。

3 学長は、前2項の規定により、教職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴かななければならない。

(健康診断の結果の通知)

**第25条** 学長は、健康診断を受けた教職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

**第25条の2** 学長は、健康診断の結果、当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された教職員について、当該異常の所見があると判断された者の健康を保持するために必要な措置について、安衛法第66条の4の規定により、医師の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定による医師からの意見聴取については、安衛則第51条の2の規定によるものとする。

(健康診断実施後の措置)

**第25条の3** 学長は、前条の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該医師の意見を委員会へ報告しなければならない。

(面接指導等)

**第25条の4** 学長は、時間外勤務が多い教職員に対して産業医による面接指導を

次の各号のいずれかの要件に該当する場合に行うものとする。

(1) 週40時間を超える勤務が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められ、当該教職員から申出があった場合。ただし、前1月以内に面接指導を受けた者その他これに類する者であって、面接指導を受ける必要がないと産業医等が認めたものを除く。

(2) 前号に掲げる以外の教職員であって、長時間の勤務により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有するため、面接指導を希望する申出があった場合

(3) 第1号の要件に該当する教職員からの申出がない場合で、産業医が面接指導の実施が必要と認め、同号の申出を行うよう勧奨した結果、当該教職員から申出があった場合

2 学長は、産業医による面接指導が行なわれた後、当該教職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医からの意見聴取を遅滞なく行うものとする。

(健康記録の管理)

**第26条** 学長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員ごとに記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

2 学長は、産業医による面接指導を実施した場合には、産業医から意見を聴取した面接指導結果を作成し、その記録を5年間保存しなければならない。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

**第26条の2** 総括安全衛生管理者は、教職員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、教職員に対して1年以内ごとに1回、定期的に、次に掲げる事項について安衛則第52条の10第1項に規定する者（以下「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行うものとする。

(1) 職場における当該教職員の心理的な負担の原因に関する項目

(2) 当該教職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目

(3) 職場における他の教職員による当該教職員への支援に関する項目

2 医師等は、前項の規定により行うストレスチェックを受けた教職員に対し、当該ストレスチェックの結果を遅滞なく通知することとする。医師等は、あらかじめ当該ストレスチェックを受けた教職員の同意を得ないで、当該教職員のストレスチェックの結果を総括安全衛生管理者に提供してはならない。

3 総括安全衛生管理者は、ストレスチェックを行った医師等による当該ストレスチェックの結果の記録の作成の事務及び当該ストレスチェックの実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。



- 4 総括安全衛生管理者は、ストレスチェックを受けた教職員の同意を得て、医師等から当該教職員のストレスチェックの結果の提供を受けた場合には、その記録を5年間保存しなければならない。
- 5 総括安全衛生管理者は、第2項の規定による通知を受けた教職員のうち、心理的な負担の程度が高い者であると医師等が認めた者が、医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該面接指導を行わなければならない。
- 6 総括安全衛生管理者は、前項の規定による面接指導の結果の記録を作成するものとし、これを5年間保存しなければならない。
- 7 総括安全衛生管理者は、前項の規定による面接指導の結果に基づき、当該教職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医の意見を聴かなければならない。
- 8 学長は、総括安全衛生管理者からの報告に基づき、必要があると認めるときは、当該教職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

(危険を防止するための措置)

**第27条** 学長は、次に掲げる危険による教職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- (5) 教職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険

2 学長は、教職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 放射線障害防止、R I、毒物・劇物、組換えDNA等に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務環境等に係る措置)

**第28条** 部局長は、学長の命を受けて、教職員の勤務環境について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保湿、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他教職員の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生教育)

**第29条** 部局長は、学長の命を受けて、教職員を採用したとき及び教職員の従事する業務の内容を変更したときは、当該教職員に対し、安全又は衛生に関する必要な教育を行わなければならない。

(作業環境測定)

**第30条** 学長は、法令で定めるところにより、必要な作業環境測定を実施し、その結果について記録を作成しなければならない。

2 部局長は、学長の命を受け、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、安衛令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果について記録を作成しておかなければならない。

3 前項に規定する作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、教職員の健康を保持するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

(有害物質の使用等の制限)

**第31条** 学長は、安衛令第16条第1項に掲げる物質について、試験研究を目的とする場合で都道府県労働局長の許可を受けた場合を除き、製造し、又は教職員に使用させてはならない。

2 学長は、安衛令第17条に規定する物で、教職員に重度の健康障害を生ずるおそれのある物質を製造する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(危害のおそれの多い業務の従事者)

**第32条** 学長は、危害のおそれの多い業務で、安衛令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う当該業務に係る技術講習を修了した教職員その他厚生労働省令で定める資格を有する教職員でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(設置等の届出)

**第33条** 学長は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、安衛則第85条に規定するものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日30日前までに、安衛則第86条の規定により、労働基準監督署長に届け出なければならない。

(設置等の検査)

**第34条** 部局長は、安衛令第12条に規定する特定機械については、設置検査、変更検査、性能検査及び定期検査を、特定機械以外の機械等については、定期検査

を行わなければならない。

- 2 部局長は、前項の検査を行ったときは、その結果について学長に報告するとともに、記録を作成し、これを3年間保存しなければならない。

(使用の制限)

**第35条** 部局長は、安衛令で定める特定機械等で、都道府県労働局長の検査証の公布を受けていないものは、教職員に使用させてはならない。

(緊急事態に対する措置)

**第36条** 部局長は、学長の命を受け、教職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険にかかる場所、教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、教職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

(災害等の報告)

**第37条** 学長は、火災又は爆発、ボイラーの破裂等、安衛則第96条第1項に規定する事故が発生したときは、遅滞なく、安衛則様式第22号による事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 部局長は、災害又は事故が発生したときは、速やかに、安衛則様式第22号による事故報告書により、委員会に報告しなければならない。

- 3 委員会は、前項の規定による報告があった場合は、速やかに、学長に報告するとともに、記録を作成し保存しなければならない。

(教職員の死傷病報告)

**第38条** 学長は、教職員が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、安衛則様式第23号による労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、安衛則様式第24号による労働者死傷病報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

**第39条** 教職員の安全及び衛生に関する事務に従事する教職員及び従事したことのある教職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

**第40条** この規則に関わる事務は、研究推進・国際連携課、財務課、及び施設管理課の協力を得て、人事課において行う。

(その他)

**第41条** この規則に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16.10. 1 16規則171）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則**（平成17. 1. 1 16規則189）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**（平成17. 3.10 16規則212）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17. 3.28 16規則224）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18. 4. 1 18規則6）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16. 6. 1 18規則102）

この規程は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

**附 則**（平成18. 6. 8 18規則113）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

**附 則**（平成19. 4. 1 19規則48）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20. 1.24 19規則90）

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

**附 則**（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

**附 則**（平成20. 8. 7 20規則80）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

**附 則**（平成24.10.22 24規則34）

この規則は、平成24年10月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**（平成26. 5.22 26規則3）

この規則は、平成26年5月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

**附 則**（平成27. 3.20 26規則109）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28. 9.29 28規則11）

この規則は、平成28年9月29日から施行する。

**附 則**（平成29. 3.28 28規則37）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31. 3. 7 30規則25）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2. 3.26 元規則50）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4. 3.17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

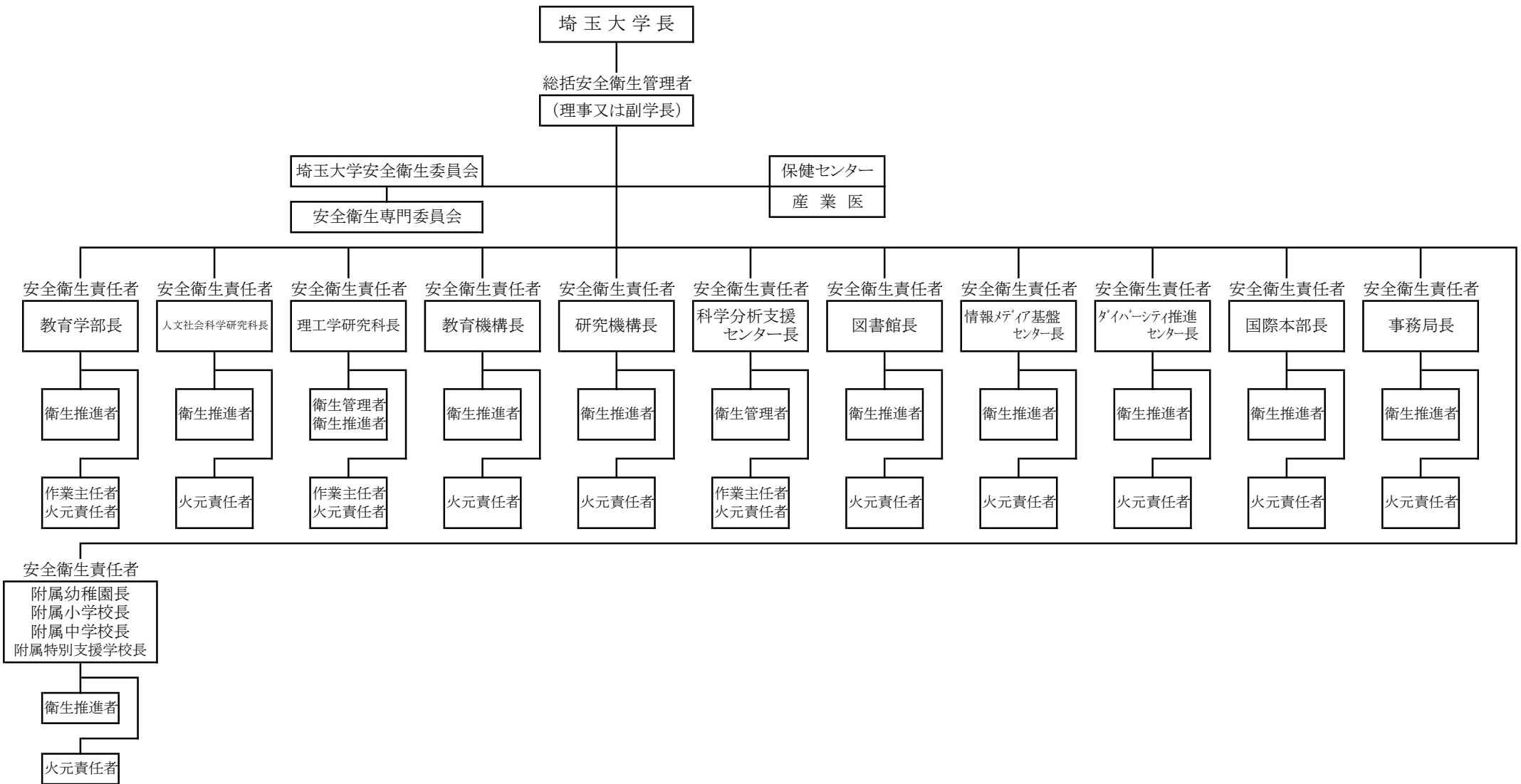
**附 則**（令和4.10.18 4規則22）

この規則は、令和4年10月18日から施行する。

**附 則**（令和5. 3.30 4規則84）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 埼玉大学安全衛生管理体制



## 別表第2（第8条関係）

## 衛生管理者及び衛生推進者

選任すべき部局		衛生管理者	衛生推進者
大久保キャンパス	教育学部		18人
	人文社会科学研究科		2人
	理工学研究科	6人	4人
	教育機構		1人
	研究機構		1人
	科学分析支援センター	1人	
	図書館		1人
	情報メディア基盤センター		1人
	ダイバーシティ推進センター		1人
	国際本部		1人
	事務局		4人
附属幼稚園			1人
附属小学校			1人
附属中学校			1人
附属特別支援学校			1人

指導区分及び事後措置の基準

指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
生活規正の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行っているもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	全く平常の生活でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関の斡旋等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの	



根拠法令：学校保健安全法施行規則 第16条  
別表第二

埼玉大学長 殿

責任者 所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

野外実験等実施計画書

実験の名称		
実	実施場所	
	実施期間	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
験	従事者氏名	教 職 員 (計 人)
		教職員以外の者 (計 人)
内	(概 略)	
容		
危 険 の 区 分	1	爆発性の物、発火性の物、引火性の物又は可燃性のガスを使用するもの
	2	有毒ガスの発生を伴い、又は伴うおそれのあるもの
	3	多量の水の流出、土砂の崩壊、なだれ等を起こし、又は起こすおそれのあるもの
	4	構造物の破壊、燃焼等を伴うもの
	5	教職員が墜落するおそれのあるもの
	6	1 から 5 までに掲げるもののほか、教職員が災害を受けるおそれの多いもの
危 険 防 止 の 措 置		

備 考 危険の区分の欄は、該当するものに○印を付すこと。